

「入間市介護保険条例」及び「入間市後期高齢者医療に関する条例」の 改正要旨

1 経緯

令和2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、国税における利子税等の割合が見直されました。

また、国税の改正に合わせ、同日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われました。この改正の中で延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められました。

2 改正の概要

租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、地方税法に準拠している「入間市介護保険条例」及び「入間市後期高齢者医療に関する条例」の文言について、所要の改正を行うものです。

3 関係法令

- ・租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）